普通徴収切替理由書提出に係る補足資料

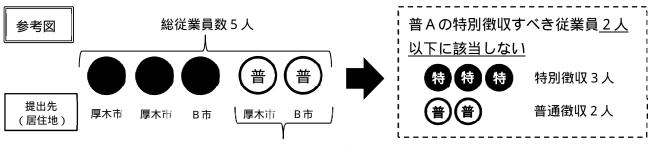
普通徴収切替理由書の普Aについて (神奈川県統一基準)

総従業員数(特別徴収すべき従業員) が2名以下【総従業員-(他市町村分を 含む「普B」~「普F」に該当する全 ての従業員数)を差し引いた人数】



- (注)従業員とは、給与の支払を受けている全ての納税義務者(役員、アルバイト、パート等含む)を いいます。
- Q1 事業所の総従業員が5人(うち、普B~普Fに該当する方が2人)の場合
- A 1 総従業員数5人から普B~普Fに該当する方を差し引いた人数が3人。

2人以下でないため、この3人は特別徴収する必要があります。

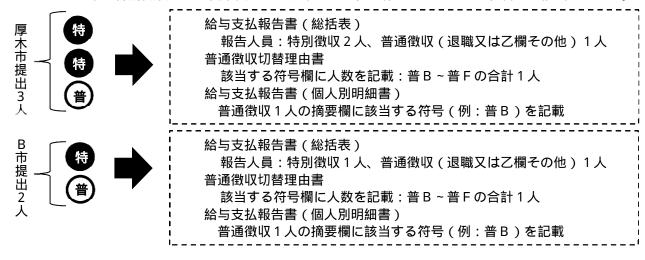


普B~普Fに該当する方が2人

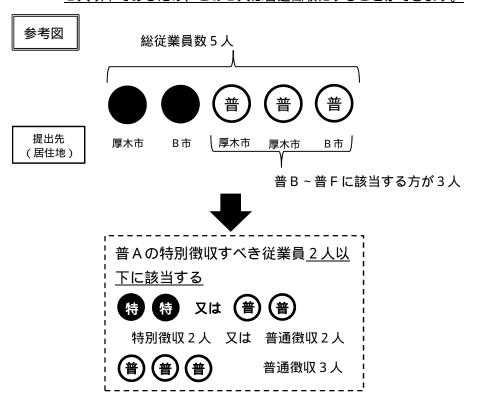
提出方法(厚木市を含め神奈川県内の市町村に提出する場合)

例:厚木市(3人) B市(2人)に給与支払報告書を提出する場合

それぞれの市で特別徴収すべき従業員は2人以下ですが、全体では3人のため、普Aに該当しません。



- Q2 事業所の総従業員5人(うち、普B~普Fに該当する方が3人)の場合
- A 2 総従業員数5人から普B~普Fに該当する方を差し引いた人数が2人。 2人以下であるため、この2人は普通徴収にすることができます。



提出方法 例 (厚木市を含め神奈川県内の市町村に提出する場合)

例:厚木市(3人) B市(2人)に給与支払報告書を提出する場合

